

**水洗化利子補給制度をご利用ください**

市民のみなさま方が、水洗化の改造にかかる排水設備工事費用を金融機関から借入れた際、市で返済金の利子を補給する制度です。

**対象となる工事**

住宅の排水を下水道へ接続するために実施する排水設備の設置工事。

- ①くみ取便所から水洗便所に改造する工事。
- ②既存浄化槽からの切替工事。

※ただし、小便秘のみに係る工事及び居住用に供さない建物に係る工事は対象としない。

**対象となる方**

- ・市税等、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方。

※利子補給を受けられる回数は1世帯1回です。

**融資斡旋の内容**

- ・利子補給対象限度額（1万円単位）
  - ①一戸建住宅 20～100万円
  - ②集合住宅 20～200万円
- ・利子 全額利子補給
- ・償還期間 5年（60回）以内
- ・償還方法 元金均等月賦償還（毎月1万円以上）

**利子補給を受けるための流れ**

- 1 排水設備等の確認申請時にあわせて「水洗化資金利子補給申請書」（様式第1号）を市に提出 ※納税証明書を添付
- 2 市から、「水洗化資金利子補給決定通知書」（様式第2号）を申請者に交付
- 3 金融機関へ借入の申し込み  
金融機関所定の必要書類及び「水洗化資金利子補給決定通知書」
- 4 金融機関からの貸付の決定通知
- 5 排水設備工事の完了及び市の検査
- 6 市から「排水設備等竣功検査済証」の交付
- 7 金融機関から貸付を受ける
- 8 翌月から返済開始となり、借入金に対する利子分を市が負担  
※市への手続きは、指定工事店が代行いたします。  
※市からの「水洗化資金利子補給決定通知書」は金融機関からの貸付を保証するものではありません。  
※貸付の可否は、各金融機関の審査によって決定されます。

**取扱金融機関**

金融機関名	支店名
(株) 東邦銀行	全店
福島信用金庫	全店
(株) 大東銀行	全店
(株) 福島銀行	全店
ふくしま未来農業協同組合	全店
東北労働金庫	全店

（伊達市内の支店に限る）